

議案第16号

鹿屋市有給吏員恩給条例等の廃止について

鹿屋市有給吏員恩給条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市有給吏員恩給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿屋市有給吏員恩給条例（昭和20年鹿屋市議決第6号）
- (2) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和46年鹿屋市条例第34号）
- (3) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和49年鹿屋市条例第38号）
- (4) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和51年鹿屋市条例第21号）
- (5) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和52年鹿屋市条例第19号）
- (6) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成11年鹿屋市条例第13号）
- (7) 退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例（平成12年鹿屋市条例第19号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

恩給受給権者への支給が終了したため、当該条例を廃止したいので、本案を提出するものである。